

# ～営業者の皆様へ～

いわゆる「JKビジネス」(女子高生を「JK」と略して商品化し、性を売り物とする新たな営業形態)により、青少年(18歳未満の者)が性犯罪に巻き込まれる事案が発生しています。

兵庫県では、青少年愛護条例により、青少年が関わることがふさわしくない下記の営業形態のものについて「有害役務営業」と規定し、青少年を客に接する業務に従事させること等を禁止します。(平成30年10月1日施行)

① 著しく性的感情を刺激するおそれがある方法により、専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業(店舗型・無店舗型)

いわゆる「リフレ」(添い寝、耳かき、肩もみなど)

② 専ら異性の客に対し著しく性的感情を刺激する姿態を見せる役務を提供する営業(店舗型・無店舗型)

見学、作業所、撮影など

③ 専ら異性の客に同伴し、遊技又は遊興をさせる役務を提供する営業(店舗型・無店舗型)

いわゆる「コミュ」(カウンセリング、占いなど)、「散歩」

④ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客に接する業務に従事する者が専ら異性の客に接するものうち、次のいずれかに該当するもの

- 客に接する業務に従事する者が著しく性的感情を刺激する衣服として規則で定めるものを着用するもの
- 客に接する業務に従事する者が青少年が客に接する業務に従事していることを連想させる衣服として規則で定めるものを着用するもの
- 青少年が客に接する業務に従事していることを明示し又は連想させる文字、数字その他の記号、映像、写真又は絵として規則で定めるものを当該営業所の場所の名称又は広告若しくは宣伝に用いるもの

喫茶、ガールズ居酒屋、ガールズバーなど

※ いずれも、風営適正化法の風俗営業、性風俗特殊営業、特定遊興飲食店営業を除く。

## 有害役務営業の営業を営む者の禁止行為(第17条第1項)

- 青少年を有害役務営業の客に接する業務に従事させること。
- 店舗型有害役務営業の場所又は無店舗型有害役務営業の受付所に青少年を客として立ち入らせること。

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

- 青少年に対し、有害役務営業の客に接する業務に従事するよう勧誘すること。
- 青少年に対し、有害役務営業の客となるよう勧誘すること。
- 有害役務営業の客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させること。
- 有害役務営業の客となるよう青少年に勧誘させること。
- 有害役務営業の名称等を記載した文書等を青少年に頒布させること。

30万円以下の罰金又は科料

- 青少年に対し、有害役務営業の名称等を記載した文書等を頒布すること。
- 青少年を無店舗型有害役務営業の客とすること。

知事による中止命令

## 有害役務営業の営業を営む者の義務等

### 青少年立入禁止掲示義務(第17条第2項)

有害役務営業を営む者は、営業所・受付所の見やすい箇所に、青少年の立入を禁ずる旨の掲示をしなければいけません。

### 広告宣伝物への青少年立入り禁止明示義務(第17条第3項)

有害役務営業を営む者は、広告宣伝物には以下の事項を明示しなければいけません。  
・営業所、受付所への青少年立入り禁止 ・青少年が客となることの禁止(無店舗型)

### 従業者名簿の備付け義務(第17条第4項)

有害役務営業を営む者は、営業所、事務所又は受付所ごとに、従業者名簿を備付けなければいけません。従業者名簿には、営業に従事する者の氏名、生年月日、住所、性別、雇用年月日、退職年月日、職務内容を記載しなければいけません。また、退職した日から3年間の保存が必要です。

### 知事による営業停止命令(第18条)

知事は、有害役務営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、条例に規定する罪に当たる違法な行為等をした場合や知事による中止命令に従わなかった場合は、営業の全部又は一部の停止を命ずることができます。

義務違反

10万円以下の罰金又は科料

営業停止命令に違反した場合は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

## 立入調査

知事により委任された者は、営業時間内に有害役務営業の場所等に立入り、調査を行うことができます。また、兵庫県では、青少年を守る県民スクラム運動の一環として、各店舗に対する実態調査を行っています。ご協力をお願いいたします。

兵庫県企画県民部女性青少年局  
**青少年課**

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
TEL 078-362-3142 FAX 078-362-3957  
Webサイト <http://web.pref.hyogo.lg.jp/org/seishonen/index.html>